

議案第 57 号

和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例（平成 12 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
事項	単位	金額	備考
別表（第 2 条関係） (1)～(6) (略) (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）関係		别表（第 2 条関係） (1)～(6) (略) (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）関係	
登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けている低炭素建築物新築等計画の認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア (略) イ 住宅の用途を含む建築物の <u>住宅部分</u> に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 <u>(7) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 11,000 円</u> <u>(1) 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもとの 23,000 円</u> ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	(略)

		(ア) 床面積の合計 が 300 平方メートル未満のもの 11,000 円 (イ) 床面積の合計 が 300 平方メートル以上のも の 19,000 円			18,000 円 (エ) 申請住戸数が 10 戸を超えるもの の 31,000 円 △ (オ) 申請住戸数が 25 戸を超えるもの の 52,000 円
登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けていない低炭素建築物新築等計画の認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） <u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 <u>(ア) 一戸建ての住宅に係る申請</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 <u>a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 40,000 円</u> <u>b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 44,000 円</u> (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 <u>a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 80,000 円</u> <u>b 床面積の合計が 300 平</u>	(略)		ウ 住宅以外の建築物又は住宅の用途を含む建築物（戸部分を除く。）に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。） が 300 平方メートル以下のもの 10,000 円 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 19,000 円

方メートル以上
のもの 1
35,000
円

イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 一戸建ての住宅に係る申請
次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2
0,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上上のもの 2
2,000円

(イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3
8,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上上のもの 6
6,000円

ウ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

96,000円
(エ) 申請住戸数が10戸を超えるもの 140,000円

(オ) 申請住戸数が25戸を超えるものの 203,000円

ウ 共同住宅(市長が別に定める建築物を除く。)の共用部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 111,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 145,000円

エ 住宅以外の建築物又は住宅の用途を含む建築物の住宅用途以外の部分に係る申請(才に掲げる場合を除く。)

次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 250,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 317,000円

オ 住宅以外の建築物又は住宅の用途を含む建築物の住宅用途以外の部分に係る申請(市長が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 91,000円

		円				
登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けていない低炭素建築物新築等計画の変更の認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上ものの 22,000円 (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円 イ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合	(略)	が300平方メートルを超えるものの 9,500円	(略)	
			登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けていない低炭素建築物新築等計画の変更の認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 一戸建ての住宅に係る申請 19,000円 イ 住宅の用途を含む建築物の住戸部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 申請住戸数が1戸のもの 19,000円 (イ) 申請住戸数が1戸を超えるもの 33,000円 (ウ) 申請住戸数が5戸を超えるもの 48,000円 (エ) 申請住戸数が10戸を超えるもの 70,000円 ロ 共同住宅（市長が別に定める建築物を除く。）の共用部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 55,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 72,500円 エ 住宅以外の建築物又は住宅の用途を含む建築物の住	(略)

		計が 200 平方メートル未満のもの 1 0,000円	宅用途以外の部分に係る申請(才に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以下のも の 125,000円
b	床面積の合計が 200 平方メートル以上ものの 1 1,000円	(イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 1 9,000円 b 床面積の合計が 300 平方メートル以上ものの 3 3,000円	(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 158,500円
イ	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のも の 133,500円 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上のも の 167,000円	オ 住宅以外の建築物又は住宅の用途を含む建築物の住宅用途以外の部分に係る申請(市長が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以下のも の 45,500円 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 59,000円	
エ	省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のも の 51,000円 (イ) 床面積の合計		

		が 300 平方メートル以上のも の <u>65,000</u> 円	
--	--	--	--

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

事項	単位	金額	備考
(略)			
法第34条 第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けているない法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア)・(イ) (略) イ (略)	(略)

法第35条 第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア (略) イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計 が 300 平方メートル未満のも の <u>11,000</u> 円 (イ) (略) ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅	(略)
---	-----	--	-----

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

事項	単位	金額	備考
(略)			
法第34条 第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けているない法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア)・(イ) (略) イ (略)	(略)

法第35条 第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア (略) イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計 が 300 平方メートル未満のも の <u>11,000</u> 円 (イ) (略) ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅	(略)
---	-----	--	-----

		部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア)・(イ) (略)		未満のもの 1 1, 000円 (ア) (略) ウ 住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア)・(イ) (略)
法第35条 第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けていない法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額 (2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア <u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)</u> に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) (略) (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80, 000円 b (略) イ <u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u> に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20, 000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22, 000円 (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる	(略)	法第35条 第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けていない法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 ア <u>省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</u> (ア) (略) (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。)が300平方メートル未満のもの 80, 000円 b (略) イ <u>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)</u> に定める基準に適合するもの (ア) 住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267, 000円

		<p><u>区分に応じ、当該区分に定める額</u></p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 3 8,000円</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> 6 6,000円</p> <p>ウ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 2 67,000円</p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> 3 34,000円</p> <p>凹</p> <p>エ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>a · b (略)</p>		<p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> 3 34,000円</p> <p>凹</p> <p>ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) <u>住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>a · b (略)</p>	
法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交	(略)	<p>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定</p>	(略)	<p>一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額。ただし、新たに追加される建築物については、法第29条第1項の規定に基づく認定の額(2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア) <u>床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの</u> 5,500円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ <u>住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア) · (イ) (略)</p>	(略)
法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交	(略)	<p>法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定</p>	(略)	<p>一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額。ただし、新</p>	(略)

付を受けて いる法第3 6条第1項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定	<p>29条第1項の規定に基づく認定の額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p>	ることを示す図書の交付を受けていない法第36条第項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	たに追加される建築物については、法第29条第1項の規定に基づく認定の額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額）
法第35条 第1項各号 に掲げる基 準に適合す ることを示 す図書の交 付を受けて いない法第 36条第項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定	<p>(略)</p> <p>一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額。ただし、新たに追加される建築物については、法第29条第1項の規定に基づく認定の額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額）</p> <p>ア <u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円</p>	(略)	<p>bにおいて同じ。)が300平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>b (略)</p> <p>イ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) <u>住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分</u>に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>a・b (略)</p> <p>ウ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) <u>住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分</u>に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p> <p>a・b (略)</p>
法第2条第1項第3号	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に	(略)

	b (略) イ 省令第10条第2号(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円 (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円 ウ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a・b (略) エ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、	に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア (略) イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) (略) ウ 住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア)・(イ) (略)
	法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けていない法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) (略) (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 80,000円

		<p><u>当該区分に定める額</u></p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a・b (略)</p>			<p>0円 b (略)</p> <p>イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものの (ア) (略) (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計 (市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。 bにおいて同じ。) が300平方メートル未満のもの 38,000円 b (略)</p> <p>ウ 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの (ア) 住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a・b (略)</p> <p>エ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの (ア) 住宅以外の用途を含む建築物の住宅以外の部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a・b (略)</p>
法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	(略)	<p>次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額 (2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア (略) イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) (略) ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア)・(イ) (略)</p>	(略)		
法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けていない法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	(略)	<p>次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額 (2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) (略) (イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額</p>	(略)		<p>(略)</p>

	<p>a 床面積の合 計が300平 方メートル未 満のもの 8 0, 000円</p> <p>b (略)</p> <p>イ 省令第1条第1 項第2号イ(2)及び ロ(2)又は同号イ(3) 及びロ(3)に定める 基準に適合するも の<u>次に掲げる区 分に応じ、当該区 分に定める額</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 住宅の用途を 含む建築物の住 宅部分に係る申 請 次に掲げる 区分に応じ、当 該区分に定める 額</p> <p>a 床面積の合 計が300平 方メートル未 満のもの 3 8, 000円</p> <p>b (略)</p> <p>ウ 省令第1条第1 項第1号イに定め る基準に適合する もの<u>次に掲げる 区分に応じ、当該 区分に定める額</u></p> <p>(ア) 非住宅用途を 含む建築物の非 住宅部分に係る 申請 次に掲げ る区分に応じ、 当該区分に定め る額</p> <p>a・b (略)</p> <p>エ 省令第1条第1 項第1号ロに定め る基準に適合する もの<u>次に掲げる 区分に応じ、当該 区分に定める額</u></p> <p>(ア) 非住宅用途を 含む建築物の非 住宅部分に係る 申請 次に掲げ る区分に応じ、 当該区分に定め る額</p> <p>a・b (略)</p>	
(略)	(9)～(17) (略)	(9)～(17) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の和光市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年6月8日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正令の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料について所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。